

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和3年10月28日(2021.10.28)

【公開番号】特開2020-2376(P2020-2376A)

【公開日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-001

【出願番号】特願2019-164497(P2019-164497)

【国際特許分類】

C 09 D 201/00 (2006.01)

C 09 D 7/61 (2018.01)

C 09 D 5/10 (2006.01)

C 09 D 7/63 (2018.01)

【F I】

C 09 D 201/00

C 09 D 7/61

C 09 D 5/10

C 09 D 7/63

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月9日(2021.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

鋼材と、前記鋼材の表面上に形成された塗膜と、を備え、

前記塗膜は、

酸化カルシウム、水酸化カルシウム、酸化ストロンチウム、及び水酸化ストロンチウムからなる群より選択される少なくとも1種の化合物の粒子、並びに、

金属硫酸塩の粒子を含み、

前記金属硫酸塩の水100gに対する溶解量は5において0.5g以上であり、

前記塗膜の厚みは25μm以上であり、

前記化合物の粒子の平均粒径は17μm以下であり、前記金属硫酸塩の粒子の平均粒径は17μm以下であり、

前記化合物の粒子の含有量は、前記塗膜の全量を基準として、0.10~50.0質量%であり、

前記金属硫酸塩の粒子の含有量は、前記塗膜の全量を基準として、0.05~30.0質量%である、被覆鋼材。

【請求項2】

前記塗膜は、乾燥膜厚100μmにおいて、300g/(m²·24h)以下の透湿度を有する、請求項1に記載の被覆鋼材。